

令和5年(2023年)4月17日

昨年度に就学援助制度を受けておられた  
保護者の皆様へ

大阪狭山市立南第三小学校  
校長 酒 匂 雅 夫

## 令和5年度 就学援助制度の申請についての注意点

今年度の就学援助制度の申請時期が近づいてまいりました。申請の案内文書は近日中に配布予定ですが、申請にあたり保護者の皆様にご注意していただきたい点を以下のとおりお知らせいたしますので、必ずご確認ください。

### ①就学援助制度は年度ごとに申請が必要です。

昨年度に引き続き、今年度も就学援助を希望される場合は、申請書を5月31日(水)の提出期限までに必ずご提出下さい。

提出先は大阪狭山市教育委員会、南第三小学校のどちらでも結構です。

### ②学校諸経費の取扱いにつきましては、便宜上、4月分から給食費・PTA会費を免除した金額で学校諸経費を口座振替いたします。

ご兄弟がいらっしゃる場合、1年生を含めた兄弟全員、及び昨年度の6年生に兄弟がいた1年生が免除の対象になります。ただし次年度以降は、免除内容の変更や廃止の可能性もあることをお知りおき下さい。

※以下の場合は今年度の4月から免除されている給食費・PTA会費を、後日全額を一括納入していただくことになります。

#### 1) 提出期限(5月31日)までに申請書の提出がない場合

⇒遅れての提出では4月分から認定できません。

#### 2) ご家庭の収入状況等の変化により、今年度の申請は行わない場合

**⇒この場合は、4月21日(金)までに教頭、又は事務担当まで必ずご連絡下さい。**

#### 3) 申請書は提出したが、所得超過等の理由により認定されなかった場合

⇒認定されなかった場合に一括で全額納入が難しい方も、ご希望により給食費・PTA会費を免除せずに通常の金額で口座振替することも可能です。

**その場合も、4月21日(金)までに教頭、又は事務担当まで必ずご連絡下さい。**

☆4月21日までにご連絡がなかった場合は、引き続き免除された金額で口座振替し、後日一括で免除分を納入していただくことになりますので、ご了承下さい。

以上お手数をおかけしますが、ご協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。



